

トンネル・大型カルバート点検結果

●トンネル・大型カルバート定期点検について

全ての道路管理者は、平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等（以下、道路附属物等）」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施することとしています。

●点検等における基準

点検は、近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）により、5年に1回の頻度で行うこととされており、その結果については、部材単位及び施設単位で、橋梁・トンネル等の健全性の点検結果を以下の4段階に区分します。

| 区分 | | 状態 |
|-----|--------|--|
| I | 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態。 |
| II | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 |
| III | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。 |
| IV | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。 |

●トンネル点検結果について

| 名称 | 路線名 | 完成年次 | 延長(m) | 判定区分 | 点検年度 |
|--------|---------|-------|-------|------|------|
| 千股トンネル | 竜門139号線 | 1989年 | 98.0 | II | 2016 |
| 鹿路トンネル | 竜門151号線 | 1966年 | 570.0 | III | 2018 |

●大型カルバート点検結果について

| 名称 | 路線名 | 完成年次 | 延長(m) | 判定区分 | 点検年度 |
|------------|--------|-------|-------|------|------|
| 上市35号カルバート | 上市35号線 | 1996年 | 75.0 | II | 2017 |